

# 官報号外 昭和三十一年三月三十日

## ○第二十四回 参議院会議録第二十八号

昭和三十一年三月三十日(金曜日)午前  
十一時三十二分開議

第六 農業協同組合整備特別措置  
法案(内閣提出、衆議院送付)

○副議長(重宗雄三君) 諸般の報告  
は、朗説を省略いたします。

議事日程 第二十八号

昭和三十一年三月三十日

午前十時開議

第七 離島振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第八 都市公園法案(内閣提出)

(委員長報告)

第九 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第一〇 関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第一一 学校給食法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第一二 就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国

(委員長報告)

第一三 義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第一四 國立国会図書館法の規定による行政各部門に置かれる支部

(委員長報告)

第一五 銅料需給安定法の一部を改

(委員長報告)

第一六 手当等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第一七 國会議員の歳費、旅費及び

(委員長報告)

第一八 国立国会図書館法の規定によ

(委員長報告)

第一九 同上

(委員長報告)

第二〇 同上

(委員長報告)

第二一 同上

(委員長報告)

第二二 同上

(委員長報告)

第二三 同上

(委員長報告)

第二四 同上

(委員長報告)

第二五 同上

(委員長報告)

第二六 同上

(委員長報告)

第二七 同上

(委員長報告)

第二八 同上

(委員長報告)

第二九 同上

(委員長報告)

第三〇 同上

(委員長報告)

第三一 同上

(委員長報告)

第三二 同上

(委員長報告)

第三三 同上

(委員長報告)

との間の協定及び議定書の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

物品税法の一部を改正する法律案一部を改正する法律案

刑罰等の一部を改正する法律案(高

田なほ子君外七名発議)

同日議長は、左の議員提出案を法務委員会に付託した。

大蔵委員会に付託

同日議長は、左の議員提出案を法務委員会に付託した。

可決報告書

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

日本国とカンボディアとの間の友好条約の批准について承認を求めるの法律案可決報告書

日本院とカンボディアとの間の友好条約の批准について承認を求めるの法律案可決報告書

日本院は、衆議院送付の左の内閣提出を可決した旨衆議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を地方行政委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の本院提出案は、即日これを衆議院に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(中村高一君外四名提出)

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に付託した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

恩給法の一部を改正する法律案

これを改正する法律案

同日修正議決した左の議案は、即日これを衆議院に付託した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

同日議会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に付託した。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(第二十二回国会衆議院提出)

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に付託した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするため

の日本国政府とアメリカ合衆国政府

の日本国政府とアメリカ合衆国政府

の日本国政府とアメリカ合衆国政府

の日本国政府とアメリカ合衆国政府

の日本国政府とアメリカ合衆国政府

同日委員長から左の報告書を提出した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案

可決報告書

日本院は、衆議院送付の左の内閣提出を可決した旨衆議院に通知した。

大蔵委員会に付託

日本院は、衆議院送付の左の内閣提出を可決した旨衆議院に通知した。

可決報告書



ないという現状でありますことは、まことに遺憾のきわみであり、人道上から申しましても断じて黙視できないところでございます。抑留以来長期にわたりまして、異境の地に幾多の辛苦と戦いつつ、閑々の歲月をむなしく過ごしつつあるこれらの同胞並びにその留守家族の暗たんたる心情を思いいたしますとき、全国民の胸は深き憂慮にとざされるのであります。特に在ソ抑留同胞の引揚問題につきましては、昨年六月三日以来、ロンドンにおいて開かれました日ソ交渉に全国民が深い関心を寄せ、その成功を一日千秋の思いで期待しておったのであります。しかるに、不幸にしてこの交渉は遅々として進まず、今や停滞して早期妥結の見込みなく、国民をして多大の失望を感じましたことは、まさに遺憾にたえないところであります。留守家族は実に悲痛なる叫びをもって本問題の解決を訴えておるのであります。

本院は、この際広く世界の世論に訴えて、全国民とともに未帰還同胞の引き揚げを促進することを決意するものであります。よって政府に対し、すみやかに引揚問題の解決のため積極的な対策を樹立し、これが実施について有効適切な方途を講ずべきであることを強く要請するものであります。何とぞ満場の御賛同を賜わりますよう切望する次第でございます。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。加藤武徳君。

〔加藤武徳君登壇、拍手〕

「加藤武徳君登壇、拍手」

終戦後、すでに十年余を経過いたしました。周知のことく、ボソダム宣言にはその第九項におきまして、「日本國軍隊へ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルベシ」と明示してあるのであります。ボソダム宣言は、申すまでもなくソ連や中国を含む敵勝国によって発せられたものであり、いまだ帰りこぬ人たちを抑留している國もまたこの宣言に加わっているのであります。未帰還者の數は、いまだ一万余名と言われているのでありますするが、帰る日の一日も早くと、その日を持ちこがれております未帰還家族の立場を思ひますとき、その日の一日も早かれと願いかけと、かのように思うのであります。

ロンドンにおきまする日ソ交渉は、必ずしも一拳に十分な成果を上げ得たとは言い得ないでありますよろが、松本全權も近く帰国されると言われておるのであります。日ソ交渉における動向と今後の態度を、政府は

○副議長(重宗雄三君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。常岡一郎君。

〔常岡一郎君登壇、拍手〕

「常岡一郎君登壇、拍手」

○常岡一郎君 私はただいま上程されました決議案に賛成の討論をいたしました。

昨年ソ連、中共をたずねまして、戦犯の収容所に見舞に参る機会を得ました。感慨無量であります。ちょうどドイツのアデナウアー首相が参りました。イワボアでは、日本の戦犯もドイツの戦犯も同じ場所におりました。ほとんど同じ牢屋の生活であります。数は、結構多いドイツの方は、長い死闘を続けたソ連との深き恨みがあり、のろにあります。それがすでに歸ることになつて、何とかよく知つて、恋いしければ飛んで雁の群鳴き渡る曉の空、たつた夏だけしかよく知らないイワボアをカリガネだけはよく知つて、恋いしければ飛んでこれるが、翼なき人間の思ひは、祖国の復興を見たいと思えども、行く

ことができず、翼なき悲しさは耐えられませんねと、白髪を撫せられたとき、實に何という悲しいことでしょう。かと思ひました。ほんとうに戦つて、思ひ存分に戦つての戦犯ならわけもわからぬ意氣揚々たる感じを持っておりました。数の少い日本の戦犯は、同じ場所におりながら、なお見通しのつかない暗さに包まれておられる姿を見ました。これが本件に於けるものであります。これまでに戰つての戦犯ならわけもわからぬ意氣揚々たる感じを持っておりました。この点は、われわれが強く打たれた問題であります。人間はなるほどと得心すれば、同じ話を三時間聞いても疲れない。わけのわからないことは五分鐘で疲れを覚える。わけがわからぬままとらわれてのこの悲しさは、実際に耐えられないものであるのに、まして、すべての人の帰る日の一日も早くからなることを念願いたしながら、賛成の討論をいたしました。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めました。討論は、終局の

○副議長(高宗離三船) 総員起立と認認

もつて可決せられました。

臣。 ら発言を求められました。重光外務大

○國務大臣(重光葵君)登壇、拍手

おれの問題が今日まで解決を見ないものがあるのは、まことに痛心にたえません。この問題につきましては、国交の問題とは関係なく、人道上の問題として、従来ともその実現に努力をし

て参ったのでありまするが、今後も一  
そりのよき御決議の趣旨を体して  
努力をする所存でありますことを申し  
上げます。(拍手)

七

報 (号外)

○松浦清一君 私はこの際、北洋サケ、マス漁業制限に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○鈴木亨弘君 私は、ただいまの松浦清一君の動議に賛成いたします。

○副議長(高宗雄三君) 松浦君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(高宗雄三君) 御異議ないと認めます。よってこれより発言を許します。松浦清一君。

〔松浦清一君登壇、拍手〕

○松浦清一君 本月二十三日の本会議におきまして、北洋鮭鱈漁業に対する

における漁業の自由という国際的な法規や慣行を無視した不当な措置であります。このソ連の措置に對して、政府は、その時まだロンドンにおられた松本全権をして、一国が一方的に公海上での他国の漁業を制限するのは国際法違反である。日本業者にサケ、マス獲りの事実はなく、これを科学的に証明することができる、こういう二点を強調いたしまして、ソ連に制限措置の中止方を要望いたしましたが、ソ連のマリク全権からは何ら誠意ある回答が得られなかつたので、その後、西駐英大使

はならぬと思うのであります。この見地から、次の諸点について鳩山總理初め関係大臣の所信をただしたいのであります。

質問の第一は、ロンドンにおける日ソ交渉において、双方の意見が一致したと言われる九項目のうちで、漁業についての了解は、「ソ連邦及び日本国は、公海における漁場の保存並びに漁業の発展及び漁獲の制限を規定するための条約または協定を締結するための交渉をすみやかに開始することに同意する。またこの条約または協定が締結されるまでの間も、ソ連邦及び日本

第三に、国際法上の慣例に基いて、  
公海における漁業の自由を主張すべき  
は当然でありますが、関係国の利害が  
錯綜する公海漁場につきましては、漁  
業資源の温存策について関係国間で話  
し合ってきめることが望ましいし、また  
松本全権とマリク代表団の漁業問題  
についての了解が事実とすれば、その  
精神は十分生かされておると思うので  
あります。にもかかわらず、このよう  
な不測の事態に直面をしたことは、ソ  
連側だけの不徳義によるのか、それと  
も日本側の外交上の不手際なのか、

部分は、ソ連の制限区域の中に包含さ  
れています。特にオホーツク海の七  
船団が操業する漁場は制限区域のま  
ん中になります。従つてソ連がこの制  
限措置を強行すれば、出漁はほとんど  
不可能になるのであります。この場  
合、すでに許可を得て出漁の準備を急  
いでおる十九の母船、五百余の独航船  
や調査船、その他の船舶及び二万の乗  
組員などに対して、すでに投入された  
資金、消耗された資材、その他の損失  
は數十億に上るであろうと思うが、こ  
れらの損失・補償や生活保障について、  
政府はどう考へておられるのか、もし

君の質問に対し、重光外務大臣は、松本全権を  
本全権をして交渉せしめているとの御  
答弁がございましたが、その後この重  
要な問題がどうなつてゐるかというこ  
とが明らかにならないままで、松本全権  
はロンドンを引き揚げ、現在帰朝の途  
にあるわけであります。この問題は、  
すでに世間周知の通り、三月の二十一  
日、ソ連政府がオホーツク海及びベー  
リング海の広大な海域を指定いたしま  
して、五月十五日から九月十五日まで  
の間に、そこで漁獲するサケを二千五  
百万尾に制限するという方針をきめた  
のであります。この制限は、これらの  
漁場におけるサケの捕獲量が大量とな  
り、この漁場における漁業資源が脅威  
を受ける結果と見られてゐるのであり

使をして交渉を続行せしめることにして、たといふことが伝えられておるのであります。そして松本全権は、十で帰朝の途にあるのであります。

申すまでもなく、わが国の北洋漁業は、南北洋の捕鯨と相び、きわめて重要な生命線であります。本年度の出漁がすでに一ヵ月の後に迫っているとき、突如としてソ連がこのよくな制限措置を決定したことは、まことに遺憾であります。そのことによつてわが国水産業界の受ける打撃はきわめて甚大であります。戦後、わが国の漁業に対する諸外国の制限は年とともに加重され、今回のソ連の措置によつていよいよ壊滅的な段階に到達したと思うのであります。この際あらゆる積極の方

国は漁場の保存、漁業の発展、漁獲の制限のため必要とみられる万全の措置をとるものとする。」といふように云ふられておりますが、これは事実でありますかどうかということになります。

第二は、もしこのことが事実であるとしまするならば、このことの話を今いの過程において、ソ連の今回の措置が予想されなければならないはずであります。それが、それについて政府は何らかの事前措置を講じたか、また、日ソ交渉が領土問題で行き詰まつて自然休会に入った三月二十日のその翌日にソ連の措置をソ連が決定したということは、日ソ交渉に關しての政治的配慮や、だめ押しが足りなかつたのではないかと思ひますが、この点について政

しつかりした判断の結果をお答え願いたいのであります。

第四には、百歩譲って、公海漁業の自由はともかく、今日までの北洋鮭鰯漁業は、いわばわが国の既得権であります。その既得権がソ連側のむちやであるのか、それとも日本外交の無能かはわかりませんが、日ソ交渉が体会に入つた現段階においては、日ソ両国政府間において漁業交渉のみに限定をしての交渉を行うことは、なかなか困難と思われますが、この点に関する政府の見通し及びその対策はどうするのか、この四点について外務大臣の御答弁を願いたいのであります。

第五に、農林大臣にお伺いをいたしました。本年度鮭鰯漁業に出漁を許可さ

國は漁場の保存、漁業の発展、漁獲の制限のため必要とみられる万全の措置をとるものとする。」といふに伝えられておりますが、これは事実であるかどうかということです。

第二は、もしこのことが事実であるとしまするならば、このことの話し合ひの過程において、ソ連の今回の措置が予想されなければならないはずであります。それが、それについて政府は何らかの事前措置を講じたか、また日ソ交渉が領土問題で行き詰まつて自然休会に入った三月二十日のその翌日にこの措置をソ連が決定したということは、日ソ交渉に関する政治的配慮や、だめ押しが足りなかつたのではないかと思ひます。この点について政府はどのように判断され、また、どのような対策を考えておられるかということをお伺いをいたします。

第三に、国際法上の慣例に基いて、公海における漁業の自由を主張すべきは当然であります。関係国の利害が錯綜する公海漁場につきましては、漁業資源の温存策について関係国間で話し合つてきめることが望ましいし、また松本全権とマリク代表の漁業問題についての了解が事実とすれば、その精神は十分生かされておると思うのであります。にもかわらず、このよ

な不測の事態に直面をしたことは、ソ連側だけの不徳義によるのか、それと日本側の外交上の不手際なのか、

第四には、百歩譲つて、公海漁業の自由はともかく、今日までの北洋鮭鱈漁業は、いわばわが國の既得権であります。その既得権がソ連側のむちやであるのか、それとも日本外交の無能かはわかりませんが、日ソ交渉が休会に入つた現段階においては、日ソ両国政府間において漁業交渉のみに限定をしての交渉を行なうことは、なかなか困難と思われますが、この点に關する政府の見通し及びその対策はどうするのか、この四点について外務大臣の御答弁を願いたいのです。

第五に、農林大臣にお伺いをいたします。本年度鮭鱈漁業に出漁を許可されたのは十九船団であつて、これらの船団が操業を許可されておる海域の大部分は、ソ連の制限区域の中に含まれております。特にオホーツク海の七船団が操業する漁場は制限区域のまん中にあります。従つてソ連がこの制限措置を強行すれば、出漁はほとんど不可能になるのであります。この場合、すでに許可を得て出漁の準備を急いでおる十九の母船、五百余の独航船や調査船、その他の船舶及び二万の乗組員などに対しても、すでに投入された資金、消耗された資材、その他の損失の数は数十億に上るであろうと思うが、これらの損失補償や生活保障について、政府はどう考えておられるのか、もし

またこのまま出漁を強行させるとしたならば、その保護や、起り得ると想像される犠牲に対して、どのような対策を考えておられるのか。

外交のますかつた責任は外務大臣にあり、許可を与えて準備をさせ、大きな損害を与えるようとしておる責任は、農林大臣、あなたにあるのであります。あなたについての砂糖の話、バナナの話、馬の話、今日聞いたばかりのレモンの話、こういう問題に関するうわさ、また今度の独航船の許可についての相当多額の政治献金が動いた等のことと申しません、別の問題として考えます。しかしながら、北洋鮭鱈漁業に出漁をすることができなくなるといふこの嚴然たる事実に直面しては、もはやあなたの農林大臣としての長居は無用と思いますが、御決意のほどを承わっておきたいのであります。(拍手)

最後に、鳩山総理と農林大臣に、日本

の水産業の大局的な方向について御質問をいたします。鳩山内閣の指向して来た日本水産業の施策は、沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へということであつたのであります。然るに、すでに二十七年の日米加漁業条約において、公海漁業自由の原則が打ち破られ、また一昨年アラフラ海における真珠貝の採取も、オーストラリアから大きな制限を加えられ、さらには、二十七年には韓国李承晚大統領の海洋主権宣言

となり、ここに何ら見るべき外交がない。このことは、外交や漁業問題のみに限定をして考えることのできない重要な損害を与えようとしておる責任は、農林大臣、あなたにあるのであります。

外交のますかつた責任は外務大臣に

あり、許可を与えて準備をさせ、大き

な損害を与えるようとしておる責任は、農林大臣、あなたにあるのであります。

あなたについての砂糖の話、バナナの

話、馬の話、今日聞いたばかりのレモ

ンの話、こういう問題に関するうわ

さ、また今度の独航船の許可について

の相当多額の政治献金が動いた等のこ

と申しません、別の問題として

考えます。しかしながら、北洋鮭鱈

漁業に出漁をすることができなくなる

といふこの厳然たる事実に直面して

は、もはやあなたの農林大臣としての

長居は無用と思いますが、御決意のほ

どを承わっておきたいのであります。

(拍手)

最後に、鳩山総理と農林大臣に、日

本の水産業の大局的な方向について御

質問をいたします。鳩山内閣の指向し

て来た日本水産業の施策は、沿岸から

沖合へ、沖合から遠洋へということであつたのであります。然るに、すでに

二十七年の日米加漁業条約において、

公海漁業自由の原則が打ち破られ、ま

た一昨年アラフラ海における真珠貝の

採取も、オーストラリアから大きな制

限を加えられ、さらには、二十七年

には韓国李承晚大統領の海洋主権宣

言もしその責を負う自信がなければ、す

べくべきではありません。内閣全体の

責任に立ってその所信を明確にし、か

つこの難局を開拓すべきであります。

よりこれを重要視して、必要な国際交

渉をやつて参らなければなりません。

またそやつておるつもりでございま

す。しかし今問題になりました日ソ交

渉に関連したことについて、御質問に

重ねて再質問をするなどのことはいた

しませんから、どうか日ごろお考えに

なっておりますする点について、十分親

切なる御答弁を要求して質問を終ります。

(拍手)

【國務大臣鳩山一郎君登壇】

○國務大臣(重光葵君登壇) 松浦君の御

質問にお答えをいたします。

第二次大戦後の趨勢といたしまし

て、各國が種々の名目を使いまして、

その所信を把握して、また政府を牽撻

は憂慮するのであります。

私はこの六年間、たびたびこの演壇

に立ちまして、日本の水産業に対して

資源に乏しく、食糧の足りないこの国

で九千万人の人間が生きて行くのに

は、中共、ソ連等を含めた貿易を中心

として産業を興し、海運や漁業によ

つて食糧の不足を補い、外貨を獲得する

す。日本の水産業も事ここに至りまし

ては、ひとり農林大臣所管の責にまか

せるべきではありません。内閣全体の

責任に立ってその所信を明確にし、か

つこの難局を開拓すべきであります。

よりこれを重要視して、必要な国際交

渉をやつて参らなければなりません。

またそやつておるつもりでございま

す。しかし今問題になりました日ソ交

渉に関連したことについて、御質問に

重ねて再質問をするなどのことはいた

しませんから、どうか日ごろお考えに

なっておりますする点について、十分親

切なる御答弁を要求して質問を終ります。

(拍手)

【國務大臣河野一郎君登壇、拍手】

○國務大臣(河野一郎君) お答えをい

たします。

ただいま外務大臣からお答えがあり

ました通り、出漁の問題につきましては、一に今後の外交の折衝によって打開

されて、しばしばソ連に対しても我が方が得

ておる情報を基礎といたしまして、日

本側の平和的漁業に従事することにつ

いて、マリク全権とわが全権とは話し

合ひ、交渉いたしましたのであります。ソ

連側は日本の乱獲がなければ紛争を起

すつもりはないということをたびたび

言明をしたのであります。わが全権

は、日本において乱獲をすることはな

いということを、統計まで示してこれ

を証明したのでござります。

さよならわけでありましたが、今後

の交渉につきましては、ロンドンにお

いて、さらにソ連側と直接話し合いを

続けて行くことのできるようにしてお

りたいということを申したのでござ

ります。そらしてその申し入れは、先

方は本国政府にこれを取り次ぐとい

うことと申して、今その返事を、いまだ

に待つておるわけでござります。そ

う

ことを

お聞かせいたしました。

ロンドンにおける交渉の内容は、漁

業についての了解は、平和条約締結後漁

業協定を結ぶ交渉を行うこと、及び同

序ある操業を行なうことについて

合意いたしました。

のことでござります。そうして平和条約中

の漁業条項のこの話し合い中において

結局はこの二の舞ではないかと私は実

験して同意しない。北洋漁業の問題も、

ようやく念願をしても、政府はこれを押

しておられます。しかし今問題になりました

日ソ交渉では、相互に合理的かつ秩

序ある操業を行なうことについて

合意いたしました。

【國務大臣河野一郎君登壇】

○國務大臣(河野一郎君) お答えをい

たします。

これまでお答えがございました通り、

出漁の問題につきましては決して打開

されることは期待いたしております。

だんだんのお話をございますが、いず

れも漁期も切迫いたしておりますけれども、なおソ連の十分なる了解を得

て、わが方といたしましては決して乱

獲の事実はないとのことです。から

既定の方針通り出漁できるようにいた

いことを考えておる次第でございま

す。

【國務大臣重光葵君登壇】

○國務大臣(重光葵君) 公海における

漁業問題等、個々の問題につい

ては、政府は公正な国際世論に訴えま

して、かつその趣旨に基きまして、固

い決意をもって忍耐強く折衝してそ

の解決に努力をしておる次第であります。

決してわが国の国策が後退をした

といふようなことは当らないと思いま

す。

(拍手)

【國務大臣重光葵君登壇】

○副議長(重宗雄三君) 日程第一、日

本国とカンボディアとの間の友好条約

の批准について承認を求めるの件(衆

議院送付) を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。

外務委員長山川良一君。

〔掲載〕

日本国とカンボディアとの間の友好条約の批准について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年三月二十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八殿

日本国とカンボディアとの間の友好条約の批准について承認を

日本国とカントンボディアとの間の友好条約の批准について承認を

日本国とカントンボディアとの間の友好条約の批准について承認を

日本国及びカントンボディアは、両国間の永久の平和及び永続する友好関係を維持するものとする。

あると認められた後、次の諸条を協定した。

#### 第一条

日本国及びカントンボディアは、両国間の永久の平和及び永続する友好関係を維持するものとする。

#### 第二条

各締約国は、他方の締約国の主権、独立及び領土の保全を尊重するることを約束する。

#### 第三条

両締約国は、両国間に生ずることのあるいかなる紛争をも、平和手段によつて解決することを約束する。

#### 第四条

各締約国の外交代表及び領事官は、他方の締約国の領域内において、最惠国の外交代表及び領事官が同領域内で受けるすべての特権及び免除を、相互主義に基いて、享有するものとする。

#### 第五条

両締約国は、両国間の経済的、財政的、技術的及び文化的協力関係を強化することを目的とする諸協定を締結するため、交渉を開始するものとする。

#### 第六条

この条約は、各締約国の憲法上の手続に従つて批准されるものとし、ブノンペイで行われるべき批准書の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。この条約は、いずれか一方の締約国が一年の予告をもつて廢棄しない限り効力を有するものとする。

#### 第七条

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

#### 第八条

千九百五十五年十二月九日に東京で、日本語、カンボディア語及びフランス語により本書二通を作成した。解釈に相違があるときは、フランス語の本書による。

日本国のために  
重光葵(署名調印)

カンボディアのために  
N・シアヌーク(署名調印)

日本国のために  
山川良一君(署名調印)

日本国のために  
河井彌八(署名調印)

日本国のために  
益谷秀次(署名調印)

日本国のために  
河井彌八(署名調印)

日本国のために  
益谷秀次(署名調印)

日本国のために  
河井彌八(署名調印)

日本国のために  
益谷秀次(署名調印)

日本国のために  
河井彌八(署名調印)

日本国のために  
益谷秀次(署名調印)

日本国のために  
河井彌八(署名調印)

を内容としておりまして、昨年十二月、カンボディアのシハヌーク総理兼外務大臣が来日際、東京において署名されたものであります。

委員会においては、条約にうたわれている移民、通商等に関する具体的の方針、ラオス、ベトナムに対するこの種友好関係の樹立等につき質疑がありまつたが、詳細は会議録に譲ることいたします。

委員会においては、羽生、須藤兩種議長の報告を求めます。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

検疫法の一部を改正する法律案を内閣提出案は本院においてこれを可決した。

議論におきましては、羽生、須藤兩種議長の報告を求めました。

検疫法の一部を改正する法律案を内閣提出案は本院においてこれを可決した。

提出、衆議院送付)を議題としたしま

まず、委員長の報告を求めます。社

会労働委員長重盛議長君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

検疫法の一部を改正する法律案を内閣提出案は本院においてこれを可決した。

議論におきましては、羽生、須藤兩種議長の報告を求めました。

じ。)は、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、当該船舶を国内(本州、北海道、四国及び九州並びに厚生省令で定めるこれらに附屬する島の区域内をいう。以下同じ。)の港に入れ、又は当該航空機を検疫飛行場以外の国内の場所(港の水面を含む。)に着陸させ、若しくは着水させてはならない。ただし、外国から来航した船舶の長が、検疫を受けるため、当該船舶を第八条第一項に規定する検疫区域若しくは同条第三項の規定により指示された場所に進入の場合又は外国から来航した航空機の長が、検疫所長(検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。)の許可を受けて当該航空機を着陸させ、若しくは着水させる場合は、この限りでない。

一 外国を発航し、又は外国に寄航して来航した船舶又は航空機航行中に、外国を発航し又は外国に寄航した他の船舶又は航空機(検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けている船又は航空機を除く。)から人を乗移らせ、又は物を運び込んだ船舶又は航空機

第五条中「当該航空機」の下に「及び検疫飛行場」とに検疫所長が指定する場所」を加える。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条第三項中「検疫所の支所又は出張所の長を含む。」を削る。

第十二条中「船舶等の長その他の船舶等に乗つてゐる者」を「船舶等に乘つて来た者及び水先人その他の船舶等が来航した後これに乗り込んだ者」に改める。

第十三条第一項中「船舶等に乗つてゐる者」を「前条に規定する者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 検疫所長は、前項の検査について必要があると認めるときは、死体の解剖を行い、又は検疫官をしてこれを実行せることができる。この場合において、その死因を明らかにするため解剖を行う必要があり、かつ、その遺族の所在が不明であるか、又は遺族が遠隔の地に居住する等の理由により遺族の諾否が判明するのを待つてはその解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは、遺族の承諾を受けることを要しない。

第十四条第一項中「第四条第一項第二号の規定に基く政令で指定する地域」を「検疫伝染病が流行している地域」に改め、同項第七号中「その他適当と認める者」を削る。

第十五条第一項ただし書を次のように改める。

二 航行中に、前号に規定する外の地域を発航し又はその地域に寄航した他の船舶又は航空機(検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けている船又は航空機を除く。)から人を乗移らせ、又は物を運び込んだ船舶又は航空機

第五条中「当該航空機」の下に「及び検疫飛行場」とに検疫所長が指定する場所」を加える。

第七条を次のように改める。

第六条中「出張所を含む。」の下に「以下同じ。」を加える。

第八条第三項中「検疫所の支所又は出張所の長を含む。」を削る。

第六条第一項中「検疫飛行場以外の飛行場」を「検疫飛行場以外の飛行場」に改め、同項第七号中「その他の船舶の長その他の関係者から求められたときは、その旨の証明書を交付しなければならない。

第二十二条及び第二十三条を削り、第二十一条第一項中「検疫飛行場以外の飛行場」を「検疫飛行場以外の飛行場」に改め、「(検疫所の支所又は出張所の長を含む。)」を削り、「飛行場外に退去せなければならない。」を「その場所から離陸させ、若しくは離水せなければならない。」に改め、同条第二項中「飛行場外に退去せなければならない。」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項中「前二項を内に停泊中であるとき」を「当該船舶が港内又は飛行場内に停泊中であるとき」に改め、「又は飛行場以外の場所」を削り、同項を第六項と

第一十九条第一項中「(検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下第三項において同じ。)」を削り、同条第三項中「当該船舶等が港内又は飛行場内に停泊中であるとき」を「当該船舶等が港外に退去させ、若しくは離水させる」に改め、「(検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下第三項において同じ。)」を有することとする。

第二項の船舶等については、第三条とすると。

4 第二項の船舶等について、第三条とすると。

第二十条の次に次の二条を加え

5 第二項の船舶等について、第三条とすると。

6 検疫所長は、第一項の船舶が検疫伝染病の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれがあると認めるととき、又は当該船舶を検疫港に回航させた上さらに第十三条に規定する診察若しくは検査を行う必要があると認めるときは、当該船舶の長に対し、その理由を示して、その港における検査を打ち切ることができる。

7 前項の規定により検疫港以外の港における検疫が打ち切られたときは、当該船舶の長は、直ちに、当該船舶を港外に退去させなければならない。

8 第二十条の規定は、検疫所長が第六項の規定により検疫を打ち切つた場合に準用する。

(第四条第一号に該当する船舶等に関する特例)

第二十二条 第四条第二号に該当する船舶又は航空機(同時に同条第一号にも該当する船舶又は航空機を除く。)の長は、当該船舶又は航空機の性能が長距離の航行に堪えないため、又はその他の理由により、検疫港又は検疫飛行場に至ることが困難であるときは、第四条の規定にかかわらず、検疫を受けたため、当該船舶を検疫港以外の港に入れ、又は当該航空機を検疫飛行場以外の国内の場所(港の水面を含む。)に着陸させ、若しくは着水させることができる。

2 前項の船舶又は航空機の長は、当該船舶を検疫港以外の港に入れる、又は当該航空機を検疫飛行場に着陸させ、若しくは着水させることを許す旨を申請したとき、検疫所長は、直ちに、よりの保健所長に、検疫伝染病患者の有無、第四条第二号に該当するに至った日時及び場所その他厚生省令で定める事項を通報しなければならない。

3 前項の通報を受けた保健所長は、当該船舶又は航空機について第六項の規定により検疫を打ち切つた場合に準用する。

て、検査、消毒その他検疫伝染病の予防上必要な措置をとることができる。

4 第一項の船舶又は航空機については、第五条ただし書に規定する許可は、保健所長もすることができる。

5 第一項の船舶又は航空機であつて、当該船舶又は航空機を介して検疫伝染病の病原体が国内に侵入するおそれがない旨の保健所長の確認を受けたものについては、第四条及び第五条の規定を適用しない。

6 第二十四条中「発見したとき」、「発見した場合」、「認めたとき」、「認めた場合において緊急の必要があるとき」に、「検疫官その他の適当と認める者をして、診察、消毒、ねずみ族又は虫類の駆除等その予防に必要な応急措置を行わせなければならぬ。」を「診察、消毒等その予防に必要な応急措置を行い、又は検疫官をしてこれを行わせなければならぬ。」に改める。

7 第二十五条第一項に次のただし書きを加え、同条第二項を削る。

ただし、当該船舶の長が、ねずみ族の駆除が十分に行われた旨又はねずみ族の駆除を行う必要がない状態にあることを確認した旨を証する証明書(検疫所長又は外国のこれに相当する機関が六箇月以内に発行したものに限る。)を呈示する。

8 検疫所長は、貨物を輸出しようとする者が、政令の定めるところによつて、飲料水、海水、汚物、污水、ねずみ族及び虫類の調査を行つたときには、この限りでない。

9 第二十六条に次の二項を加える。

六 第二十二条第二項の規定に違反した者は

により手数料を納めて、輸出しようとする貨物に對する検疫伝染病の病原体の有無に關する検査、消毒若しくは虫類の駆除又はこれらに關する証明書の交付を求めるときは、当該検疫所における

検疫業務に支障のない限り、これに応することができる。

10 第二十七条の見出しを「(検疫所長の行う調査及び衛生措置)」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項中「伝染病予防法第一条第一項に規定する伝染病又は同条第二項の規定により厚生大臣が指定した伝染病」を「検疫伝染病」に、「検疫港又は検疫飛行場」として改める。

11 第二十二条第三項又は第二十三条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)を「第二十二条第三項又は第二十三条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に改め、第三十三条後段を削る。

12 第三十六条第七号中「(検疫官)」を「前項の規定に基く政令で定める区域」に改め、「検疫官その他の適当と認める者をして、」を削り、「航空機又は」を「航空機若しくは」に、「消毒を行わせ、又は」を「消毒を行い、若しくは」に、「行わせる」を「行い、又は」を「行わせ」に改める。

13 第三十七条第一号中「第一項又は第二項」を削り、同条中第四号を第七号とし、同号を次のように改める。

14 第三十六条第七号中「(検疫官)」を「検疫所長又は検疫官」に改める。

15 第三十七条第一号中「第一項又は第二項」とし、同条に第一項として次の二項を加える。

七 第二十三条规定若しくは第二项(同条第六項において準用する場合を含む。)又は同条第七項の規定に違反した者

16 第三十七条中第三号の次に次の三号を加える。

四 第二十二条第一項ただし書の

許可を申請するに際し、同項各号に掲げる事項に關し虚偽の通報をしてその許可を受けた者

五 第二十二条第七項の規定に違反した者

六 第二十二条第二項の規定に違反した者

い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

1 1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 2 附則 (施行期日)

3 3 第二十九条中「第二十七条第一項」を「第二十七条第一項及び第二項」に改める。

4 4 第二十二条第二項中「船舶等に乗つている者で乗組員以外のもの」を「船員等の乗組員以外の者」に改め

5 5 第二十二条第二項及び第三十三条中「第二十一一条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)」を「第二十二条第三項又は第二十三条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)」に改め、第三十三条後段を削る。

6 6 第三十二条第二項中「(検疫官をしてこれを行わせたと認める者をして)」を「(検疫官をしてこれを行わせたと認める者をして)」に改め、同条第一項を削る。

7 7 第三十六条第七号中「(検疫官)」を「(検疫官)」に改める。

8 8 第三十七条第一号中「第一項又は第二項」とし、同条に第一項として次の二項を加える。

九 第二十三条第一項若しくは第二项(同条第六項において準用する場合を含む。)又は同条第七項の規定に違反した者

10 第三十六条第七号の次に次の三号を加える。

四 第二十二条第一項ただし書の

許可を申請するに際し、同項各号に掲げる事項に關し虚偽の通報をしてその許可を受けた者

五 第二十二条第七項の規定に違反した者

11 第三十八条第一号中「第九条」の下に「(第二十二条第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第二十五条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

12 12 附則 (施行期日)

13 13 1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

14 14 第二十九条中「(第二十二条第五項において準用する場合を含む。)」を「(第二十二条第五項及び第二項)」に改め、同条第二号中「第二十五条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

15 15 第二十二条第二項中「(船舶等に乗つている者で乗組員以外のもの)」を「(船員等の乗組員以外の者)」に改め、第三十三条後段を削る。

16 16 第三十二条第二項及び第三十三条中「(第二十一一条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。))」を「(第二十二条第三項又は第二十三条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))」に改め、第三十三条後段を削る。

17 17 第三十六条第七号中「(検疫官をしてこれを行わせたと認める者をして)」を「(検疫官をしてこれを行わせたと認める者をして)」に改め、同条第一項を削る。

18 18 第三十七条第一号中「第一項又は第二項」とし、同条に第一項として次の二項を加える。

19 19 第三十六条第七号の次に次の三号を加える。

四 第二十二条第一項ただし書の

許可を申請するに際し、同項各号に掲げる事項に關し虚偽の通報をしてその許可を受けた者

五 第二十二条第七項の規定に違反した者

六 第二十二条第二項の規定に違反した者

「重盛壽治君登壇、拍手」

○重盛壽治君　ただいま議題となりました検疫法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行の検疫法は、昭和二十六年六月公布施行されたものであります。その後、世界保健機関憲章に基いて国際衛生規則が制定されました結果、現行法を是正して、国際的な検疫制度に即応せしめるとともに、検疫の実施上簡易化できる面はできるだけ簡易化することとしたのであります。

本改正の第一点は、諸外国におけると同様に、回帰熱を検疫伝染病に指定したことによります。第二点は、現行法では検疫所以外の病院に収容を委託できるのは、痘そり、発しんチフスの患者だけであります。その他の重症患者でも付近の病院にその収容を委託できるようになります。第三点は、良好な衛生状態にあると検疫所長が認めて許可した船については、検疫港以外の港において検疫を行う道を開こうとするものであります。第四点は、検疫所長の行う衛生措置として、港内及び埠頭付近の倉庫地帯において、新たに検疫伝染病予防上必要な調査を加えたことであります。以上が改正案のおもな点であります。

本案につきましては、妥当なる措置と認め、質疑、討論を省略し、採決の

結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

○副議長(重宗雄三君) 別に御発言もなれば、これより本案の採決をいたします。

以上、御報告を申し上げます。(拍手) 本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 ○副議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十一年三月二十七日  
衆議院議長　益谷　秀次

参議院議長河井彌八殿

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一百一号)の一部を次のよう改定する。

### 第一条の表中　国立国会図書館支部人事院図書館　人事院　を

国会議員の歳費、旅費及び手当等

等に関する法律の一部を改正す

る法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等

に関する法律(昭和二十二年法律第

八十号)の一部を次のよう改定す

る。

第十条の次に次の二条を加える。

第十条の二 各議院の議長、副議長及び議員の秘書は、国会開会中に限り、日額二百円の定額によつて滞在手当を受ける。

第十一条中「前二条」を「第九条及び第十条」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に

改める。〕

### 附　則

1　この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2　国立国会図書館支部通商産業省図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十一年三月二十七日

〔審査報告書は都合により追録に改める。〕

〔審査報告書は都合により追録に

改める。〕

〔石原幹市郎君登壇、拍手〕

○石原幹市郎君　ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

本件は、各議院の議長、副議長及び

議員の秘書の給与の実情にかんがみ、

〔審査報告書は都合により追録に改める。〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

律案

衆議院議長　益谷　秀次

参議院議長河井彌八殿

これらに対して、国会開会中に限り日

額二百円の定額によつて滞在手当を支

給しようとするものであります。本  
委員会といたしましては、あらかじめ

その内容につきまして、庶務関係小委

員会において、衆議院側との連絡の爲めに検討を加え、今般衆議院が主導して

に提出されましたので、あらためて

れを審査したのであります。

本案は、予算を伴う法律案でありますので、本委員会においては、この点

をも勘案して慎重審議いたしました。結

累、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上、御報告申し上げます。

次に、ただいま議題となりました立國會圖書館法の規定により行政各部

門に置かれる支部図書館及びその職員

に關する法律の一部を改正する法律案

の議院運営委員会における審査の結果並びに結果について御報告申し上げま

丁。

この法律は、行政各部門に置かれる

認し、これら支部図書館に専任の職員を

置き、その任免及び定数に関する規定

すること等を内容いたしまして、昭和二十四年法律第一号をもつて制定

さたのであります。その後、行政部

内に新しい支部図書館の設置あるいは

行政機構の改革に伴いまして 支部圖書館の名称の変更等が行われました

で、これらについて所要の改正をしよ

以上、両案を一括して議題とする」と御異議ございませんか。

正する法律案外一件

○副議長（星川雄三君）　御異議ない。

申めます。まず、委員長の報告を求ります。農林水産委員会理事官戸叶武君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

飼料需給安定法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこわを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年三月二十七日

衆議院議長　益谷　秀次

参議院議長河井彌八殿

飼料需給安定法の一部を改正する法律案

飼料需給安定法の一部を改正する法律

飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）の一部を次のとよに改正する。

第四条第一項中「本条」を「この条及び第八条の二第二項」に改める。

第五条第一項中「買い入れた輸入飼料」を「保管する輸入飼料」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（保管飼料の買取及び交換）

第九条の二　政府は、その保管する輸入飼料の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、第五条第一項の規定にかかわらず、当該輸入飼料を、その飼料と同一の品目で同一の数量の飼料を買い

銅料及甜菜糖ノ買入充渡ト、第  
六条ノ五中「食糧及農產物等」ト  
アルハ「食糧、農產物等、銅料及  
甜菜糖」ト読音フルモノトス  
〔審査報告書は都合により追録に  
掲載〕  
「審査報告書は都合により追録に  
掲載」  
農業協同組合整備特別措置法案  
右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付  
する。  
昭和三十一年三月二十七日  
衆議院議長 益谷 秀次  
衆議院議員 長河井彌八殿  
農業協同組合整備特別措置法案  
(目的)  
第一条 この法律は、整備計画をた  
て、これに基いて自主的に整備を  
行う農業協同組合に対し、国及び  
都道府県が助成を行ふ等の措置に  
よつて、農業協同組合の整備の促  
進を図り、もつてその健全な发展  
に資することを目的とする。  
(整備計画の樹立)  
第二条 事業の継続に著しい支障を  
きたすことなしにはその債務を弁  
済することができない農業協同組  
合であつて、この法律によつて整  
備を行おうとするものは、昭和三  
十三年三月三十一日までに、都道  
府県知事の指定する日(以下「指定期」といふ)現在により貸借対照  
表を作成し、これに基いて整備計  
画をたてなければならない。  
農業協同組合は、前項の規定に  
より貸借対照表を作成するに当つ

農業協同組合は、農林省令で定めるところにより、資産の適正な評価を行い、その評価によつて損失を生ずる場合には、その損失金額を欠損金に算入しなければならない。

農業協同組合は、第一項の規定により整備計画をたてるに当つては、農林省令で定めるところにより、信用農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第十条第一項第一款及び第二号の事業をあわせ行う以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならぬ。）と協議しなければならない。

整備の目標

三条 前条第一項の農業協同組合は、指定日から起算して五年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに次に掲げる条件をみたすように整備を行わなければならぬ。

一 固定した債務の全部の整理

一 欠損金の全部の補てん（その事業分量その他の經營条件からみて欠損金が過大であるため当該期限までに欠損金の全部の補てんができないと認められる農業協同組合にあつては、その出資金の二分の一をこえない範囲内において都道府県知事がその經營に支障がないと認めて承認

した額を欠損金の額から控除して、  
た残額の全部の補てん

の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農業協同組合(以下「整備組合」という。)が合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合が整備を行おうとするときは、当該合併についての登記の日現在により貸借対照表を作成し、これに基いて整備計画を立てなければならない。

前項の規定による整備は、当該合併によつて解散した整備組合についての指定日(当該合併によつて二以上の整備組合が解散した場合において、その指定日が異なるときは、当該合併についての登記の日に最も近い指定日とする。)から起算して五年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに第三条に規定する条件をみたすよう整備を行わなければならない。

第一項の場合には、第二条第三項及び第四項、第四条並びに前条の規定を準用する。

(整備計画の変更)

**第九条** 都道府県知事は、農業協同組合が整備計画をたて、又はこれを実施するため債権者とその債務の条件の緩和その他の援助を受けける契約をする必要がある場合には、当該農業協同組合の申出により、そのあつせんをすることができる。

(合併によって成り立った農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合にあつては、当該合併によつて解散した農業協同組合から引き継いだ當該欠損金を含む)は、当該整備組合の整備計画において第三条第二号に掲げる条件が達成されることとなつてゐる事業年度までの各事業年度において、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)(第十九条第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。ただし、指定日の属する事業年度(以下「基準事業年度」という。)において青色申告書(法人税法第二十五条第一項の申告書をいう。以下同じ。)を提出し、かつ、その後においても連続して青色申告書を提出してゐる場合に限る。

(合併によって成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合にあつては、当該合併によつて解散した農業協同組合から引き継いだ當該欠損金を含む)は、当該整備組合の整備計画において第三条第二号に掲げる条件が達成されることとなつてゐる事業年度まで、各事業年度において、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第九条第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。ただし、指定日(該年月日)の属する事業年度(以下「基準事業年度」という。)において青色申告書(法人税法第二十五条第一項の申告書をいう。以下同じ。)を提出出し、かつ、その後においても連続して青色申告書を提出してゐる場合に限る。

2 前項の規定により各事業年度において法人税法第九条第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金の額は、当該欠損金の生じた事業年度以後の事業年度において同項の所得の計算上同項の総益金から控除されなかつたものに限る。

3 前二項の規定により法人税法第九条第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金が同条第五項の規定により損金に算入すべきものである場合には、当該欠損金については、同項の規定は、適用しない。

請書は、同項の期限後においても、指定日から起算して三月を経過した日の前日と基準事業年度の終了日のである場合には、(その日)まででは、提出することができる。

第十三条 整備組合が基準事業年度に統く事業年度の開始の日以後合併によつて解散した場合には、(その日)まで、合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合が第六条第三項又は第七条において準用する第五条第二項の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けているときは、合併によつて解散した整備組合で基準事業年度から解散の日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度(当該合併によつて解散した整備組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合には、当該解散の日を含む事業年度の直前の事業年度を除く)において青色申告書を提出しているものの第十二条第一項の欠損金で当該合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合にその欠損金として引き継がれたものは、合併後に開始する最初の事業年度又は合併第三条第二号に掲げる条件が達成されることとなつている事業年度の終了の日までに終了する各事業農業協同組合の整備計画において

2

年度においては、法人税法第九条第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。  
前項の規定は、合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合が当該合併によつて解散した整備組合の解散の日を含む事業年度（当該合併によつて解散した整備組合が解散の日を含む事業年度及びその直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合には、当該解散の日を含む事業年度及びその直前の事業年度（基準事業年度）に係る青色申告書を提出した場合に限り適用する。)  
第一項の場合には、第十一条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「指定日の属する事業年度（以下「基準事業年度」という。）」とあるのは、「合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日を含む事業年度」と読み替えるものとする。  
(合併の奨励措置)  
第十四条 都道府県知事は、組合員の数の過少その他特別の理由によりその事業を継続することが著しく困難であると認められる農業協同組合がある場合において、その整備を図るために必要なときは、当該農業協同組合及びこれと合併することを相当と認める農業協同組合に對し、合併についての協議をすべき旨の勧告をすることのとれる。

2

2 第一年度においては、法人税法第九条第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。

前項の規定は、合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合が当該合併によつて解散した整備組合の解散の日を含む事業年度（当該合併によつて解散した整備組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合には、当該解散の日を含む事業年度及びその直前の事業年度）に係る青色申告書を提出した場合に限り適用する。

第一項の場合には、第十一条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「指定日の属する事業年度（以下「基準事業年度」といふ。）」あるのは、「合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日を含む事業年度」と読み替えるものとする。

6

**第十五条** 政府は、前条の規定による勧告に係る農業協同組合が合併した場合において、都道府県が合併によって成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合に対し合併奨励金を交付したときは、毎年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該都道府県に対し、その付に要する経費につき補助金を付することができる。

第十五条规定は、前条の規定による勧告に係る農業協同組合が合併した場合において、都道府県が合併によって成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合に対し合併奨励金を交付したときは、毎年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該都道府県に対し、その付に要する経費につき補助金を付することができる。

これができたのであります。さらによつた、昨年の豊作の影響もありまして、最近の飼料事情は比較的安定した状況を示し、従つて政府の売り渡しは一万五千トンにとどまり、ふすまのときは、本年度末において政府の手持ちは計画量を約七万トンも上回つて九万トンに達するものと予定されております。しかして、明三十一年度においても、この法律の定めるところによつて、政府は輸入飼料の買い入れ、保管及び売り渡しを行うことになつておるのであります。が、保管中の輸入飼料、特にふすまなどは梅雨期の高温多湿など、主として気象上の影響により品質

委員会におきましては、まず提案理由の説明を聞き、次に本法律案審査の他の参考事項及び法律案の内容及び予算関係等について補足説明を求め、統いて質疑に入り、銅料の政府及び民間手持ちの現況、銅料の需給推算の立て方及びその当否、銅料需給調整のやり方及びその影響、並びに需給調整上政府の適正保管量及びその決定方法、大法の実施とともに直ちに買いかえが予定されている銅料の種類及びそ

委員会におきましては、まず提案理由の説明を聞き、次に本法律案審査の前提である飼料の需給状況及び価格その他の参考事項並びに法律案の内容及び予算関係等について補足説明を求め、続いて質疑に入り、飼料の政府及び民間手持ちの現況、飼料の需給推算の立て方及びその当否、飼料需給調整のやり方及びその影響、並びに需給調整上政府の適正保管量及びその決定方法、大法の実施とともに直ちに買いかえが予定されている飼料の種類及びその数量、並びに買いかえの方法、麦面とふすまの価格との関係及びその調整等、諸般の事項について当局の所見がただされたのでありますて、これが内容の詳細は会議録に譲ることを御了承願いたいと存じます。しかし、ここで一言、本法実施の場合、「急速に買いかえが必要と見らるる飼料は、今のところふすまのみであつて、その数量は約三万トンと予定せられておる」と述べられていることを申し添えておきま  
す。

かくして質疑を終り、討論に入り、別に発言もなく、統一して採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業協同組合整備特別措置法案について申し上げます。

農業協同組合の再建整備につきましては、今まで四回二十六三回、つまり



第九条第三項中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に一項を加える。

4 国は、第五条第一項の離島振興計画に基き新たに簡易水道を布設する市町村に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その布設に要する費用の十分の三・五以内を補助することができる。

#### 附 則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

〔松岡平市君 登壇、拍手〕

○松岡平市君 総務省の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、離島が一般に適当な自然水源に乏しく、簡易水道を布設する必要は切実であるのに、その工事費は本土に比べて割高であるのが通例であり、しかも離島の経済力はきわめて低いといふ事情にかんがみ、この際、離島における簡易水道施設の整備を促進するため、国は離島振興計画に基き、新たに簡易水道を布設する市町村に対し、その布設に要する費用の三割五分以内を補助することができる旨を定めるものであります。

地方行政委員会におきましては、三月二十三日、政府側より提案理由の説明を聞いた後、三月二十九日、討論に入りましたところ、格別の発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

#### 附則 第一章 総則

##### (目的)

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重宗雄三君) 賛成者起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(重宗雄三君) 日程第八、都市公園法案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長赤木正雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

都市公園法案

右

昭和三十一年三月十四日

内閣総理大臣 城山 一郎

都市公園法案  
都市公園法

#### 目次

第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 都市公園の設置及び管理  
(第三条・第十八条)

第三章 雜則(第十九条・第二十一条)  
(四条)

第四章 計則(第二十五条・第二十七条)

三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの

四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの

五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの

六 植物園、動物園、野外劇場その他他の教養施設で政令で定めるもの

七 充店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの

八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの

九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設

で政令で定めるもの

3 国立公園法(昭和六年法律第三十六号)第三条の規定により決定された都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園若しくは緑地又は同法第三条の規定により決定された都市計画の施設である公園若しくは緑地で地方公共団体が設置するものをい

い、それらの地方公共団体が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいり。

一 闊路及び広場  
二 植栽、花壇、噴水その他の修

景施設で政令で定めるもの

国会に提出する。

第三条 地方公共団体が都市公園を設置する場合においては、政令で定める都市公園の配置及び規模に

関する技術的基準に適合するように行うものとする。

#### (公園施設の設置基準)

第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号))

第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の二をこえはならない。

ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲内でこれをこえることができる。

たゞ、政令で定める場合その他の政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲内でこれをこえることができる。

2 前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

3 公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 都市公園を設置する地方公共団体(以下「公園管理者」といいう。)は、当該都市公園に設ける公園施設で自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるものに限り、公園管理者以外の者に当該公園施設を設け、又は管理させることができること。

2 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しないとするときも、同様とする。

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これ

(都市公園の設置基準)

第三条 地方公共団体が都市公園を

設置する場合においては、政令で定める都市公園の配置及び規模に

年をこえることができない。これ

を更新するときの期間についても、同様とする。

(都市公園の占用の許可)

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその他のものであるときは、この限りでない。

4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一

項又は第三項の許可を与えることができる。

一 電柱、電線、変圧器その他これらに類するもの

二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの

三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で

地下に設けられるもの

四 郵便差出箱又は公衆電話所

五 非常災害に際し災害にかかる者を収容するため設けられる仮設工作物

六 競技会、集会、展示会、博覽会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物

七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

(許可の条件)

第八条 公園管理者は、第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を附することができる。

(国等の行う都市公園の占用の特例)

第九条 郵便その他國の行う事業又は日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社若しくは原子燃料公社の行う事業のため、第七条各号に掲げる工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用する場合においては、これらの事業を行う者と公園管理者との協議が成立することをもつて第六条第一項又は第三項の許可があつたものとみなす。

(原状回復)

第十条 第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 公園管理者は、第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

2 公園管理者は、次の場合又は同項に規定する必要な措置を講ずることができる。

一 都市公園に関する工事のためやむを得ない、必要が生じた場合に該当する場合は、この法律の規定による許可を受けた者に附した条件に違反している者

2 この法律の規定による許可に附した条件に違反している者に該りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者に對し、前項に規定する处分をし、又は同項に規定する必要な措置を講ずることができる。

2 公園管理者は、次の場合又は同項に規定する必要な措置を講ずることができる。

一 都市公園に関する工事のためやむを得ない、必要が生じた場合に該当する場合は、この法律の規定による許可を受けた者に附した条件に違反している者

規定期限に基く処分に違反している者

二 この法律の規定による許可に附した条件に違反している者に該りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者に對し、前項に規定する处分をし、又は同項に規定する必要な措置を講ずることによって損失を受けたときは、その者に對し通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、公園管理者と損失を受けた者が前条第一項の規定により処分をされ、又は必要な措置を講ずることによって損失を受けた者が協議して定める。

2 前項の規定による協議が成立しないときは、公園管理者は、自己の見積った金額を損失を受けた者と協議して定める。

行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行はべき旨及びその期限までにその措置を行わないと、公園管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行はべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

(監督処分に伴う損失の補償)

第十二条 公園管理者は、この法律の規定による許可を受けた者に對し、前項に規定する処分をした場合においては、この法律の規定による許可を受けた者が前

2 公園管理者は、次の場合又は同項に規定する必要な措置を講ずることによって損失を受けたときは、その者に對し通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、公園管理者と損失を受けた者が前条第一項の規定により処分をされ、又は必要な措置を講ずることによって損失を受けた者が協議して定める。

2 前項の規定による協議が成立しないときは、公園管理者は、自己の見積った金額を損失を受けた者と協議して定める。





果、公園管理の適切を欠くもの、あるいは荒廃し、減少して行くものが少くない状況にあります。本法案は、かかる事態に対処し、かつて近來都市における住宅の高層集合化の傾向にかんがみ、都市公園の健全な発達をはかり、市民の公共の福祉を増進するため、都公園の設置及び管理について基準等を定めようとするものであります。

その内容のおもなるものについて申し上げますと、第一に、本法の適用範囲は、都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園もしくは緑地、または都市計画施設としての公園または緑地で、その管理者は地方公共団体としたことがあります。第二に、公園施設として設けられる建築物の敷地面積に対する割合を二%以内に限定したことになります。第三に、公園施設以外の工作物、その他の施設を設けて公園を占用しようとする場合には公園管理者の許可が必要こととして、許可の範囲、基準及び条件等について規定したことになります。第四に、公園管理者に対し、法令違反者等に対する監督处分の権限を付与するとともに、公園管理者は、公益上特別の必要がある場合、また第五に、都市公園を構成する土地区画について、私権を行使することができぬものとしたことがあります。

本法案は、去る三月十四日に本委員会に付託されましたが、審議に当りましては、詳細な資料の提出を求め、数回にわたって質疑を行なつて参りました。そのおもなる点を申し上げますと、「国立公園の指定のある地域内の都市計画区域内の公園に本法が適用されるか」との質問に対しましては、「適用される」との答弁がありました。その他、既設公園施設または工作物等の本法施行後の処置について、あるいは公園または公園施設の設置基準の政令の内容等に関連するものでありますと、この質疑応答を通じて、本法案の内容を明らかにいたしました。

かくて質疑を終了して、討論を省略、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○副議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重宗雄三君) 日程第九、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(いすゞ内閣提出、衆議院送付)  
日程第十、関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(いすゞ内閣提出、衆議院送付)  
以上、両案を一括して議題とする」と御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大藏委員長岡崎眞一君。

附則第十項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十二年三月三十日」に、「及び昭和三十年度分」を「、昭和三十年度分、及び昭和三十一年度分」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「及び昭和三十年度」を「、昭和三十年度及び昭和三十一年度」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年三月二十七日

衆議院議長 河井彌八殿

參議院議長 沢谷 秀次

（小字及び一は衆議院修正）

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

関税定率法の一部を改正する法律

（昭和二十九年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

附則第八項中「小学校又は」を「小学校、中学校若しくは」に、「小学部若しくは」を「小学部若しくは」に、「小学部若しくは」を「中学部若しくは」に、「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

附則第十四項中「又は第八項」を「第八項又は第十項」に、「附則第十四項又は第十一項」を「附則第十三項又は第十四項」に改め、同項を附則第十七項とし、以下三項ずつ繰り下げる。

附則第十三項中「若しくは第九項」を「第九項、第十一項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第十二項中「附則第十項」を「附則第十三項」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十一項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十二年三月三十一日」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十二年三月三十一日」に改め、同項を附則第九項の次の三項を加える。

10 法の別表に掲げる物品のうち、政令で定める原子力の研究の用に供されるもの（新規の発明に係るもの又は本邦において製作するこ

昭和三十一年三月三十日 参議院会議録第一一八号  
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

三九八

る。については、政令で定めるところにより、昭和三十二年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から二年以内に当該研究の用以外の用途に供されないものに限り、その関税を免除する。

11 前項の規定により関税の免除を受けた物品をその輸入の許可の日から二年以内に同項に規定する用

途以外の用途に供した場合においては、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。ただし、政令で定めるところにより同種の他の研究の用途に供した場合は、この限りでない。

12 附則第七項の規定は、前項の規定により関税を徴収する場合について準用する。

○岡崎眞一君 ただいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

國の財政の健全化等の目的から、補助金等の整理に関して、昭和二十九年度予算において所要の措置をとるとともに、補助金等の臨時特例等に関する法律により法的措置を講じたのでありますするが、政府は、昭和三十一年度予算の編成に当たり、補助金等の整理につき検討を加え、同法の対象となつた補助金等については、昭和三十一年度においても引き続き同様の措置をとることとし、これがため、右の特例法の有効期限を昭和三十二年三月三十一日まで延長いたそらうというが、本案の内容であります。

本審議の詳細は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入り、

閣委員より、補助金等の整理の必要性は社会党としても認めるところであるので、暫定措置としてさらに一年の延長をしようとするのはやむを得ないとしても、本案がその一部を改め

ようとするものとの法律、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

の給付に関する条項は生かして行くべきものであると考えるが、本案はこれを停止しようとするとある。別途、今国会に提案されている就学困難な児童のための教科用図書の給付に対する国補助に関する法律案の付則にて申し上げます。

まず、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

國の財政の健全化等の目的から、補助金等の整理に関して、昭和二十九年度予算において所要の措置をとるとともに、補助金等の臨時特例等に関する法律により法的措置を講じたのでありますするが、政府は、昭和三十一年度予算の編成に当たり、補助金等の整理につき検討を加え、同法の対象となつた補助金等については、昭和三十一年度においても引き続き同様の措置をとることとし、これがため、右の特例法の有効期限を昭和三十二年三月三十一日まで延長いたそらうというが、本案の内容であります。

本審議の詳細は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入り、

閣委員より、補助金等の整理の必要性は社会党としても認めるところであるので、暫定措置としてさらに一年の延長をしようとするのはやむを得ないとしても、本案がその一部を改め

ようとするものとの法律、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

も、同様の免税措置を講じようとしております。第三に、織維製品の染色材料であるビグメント・レジン・カラーベース及びエキスティンダードについて、現在関税が免除されておりますが、国内生産の現状等を考慮して、この際基本税率の半額、すなわち、ビグメント・レジン・カラー・ベースについては七分五厘、エキスティンダードについては一割の関税を課税することとしております。第四に、減免税の期限が、本年三月末日をもつて終了することとなつております。重要機械類、給食用乾燥脱脂ミルク、小麦、豆類等につい

ては、諸般の事情を考慮し、その期限をさらに一年間延長することとし、その後、大豆について、国内産大豆との関係等を考慮し、とりあえず本年九月末日以前で、政令の定むる日まで免税を続けることとしております。

なお、大豆の免税措置は、当初政府提出案において、本年度の輸入方式の確立を待つて適宜の措置をとり得ることとするため、とりあえず一年以内で、政令の定むる日まで免税し得ることとなつておりましたが、衆議院において、おそらくも本年十月一日以後は、一割の関税率で課税される旨の修正議決がなされたのであります。

本審議においては、大豆の関税措置と自動承認制による輸入方式、国内大豆の支持価格制度との関連、並びに石油精製会社の超過利潤に対する吸

改める。

附 則  
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

昭和三十一年三月三十日 参議院会議録第二十八号 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

い上げ措置等について熱心なる質疑が行われたのでありまするが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終り、討論に入り、岡委員より「中学校生徒の給食用豚脂ミルク及び原子力研究用の物品に対する免税措置には賛成であるが、大豆について

は、国内産大豆を保護育成する見地から、また四月一日から課税すれば約二十億の財源が得られることを考慮すれば、原案、修正案、いずれにおいても課税の期日がおそ過ぎるから反対であり、石油についても、精製会社の超過利潤に対する規制が、砂糖会社に比しても明らかに緩に過ぎ、もし、かりに基本税率で石油に課税をすれば、六十億円の財源が得られ、両者を合わせて年間約八十五億円の增收が期待せられるのであるから、「この財源をもつて国民大衆の共鳴を得られる減税を行るべきことを政府に要望する」との反対意見が述べられ、採決の結果、多數をもつて、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重宗雄三君) 日程第十一、日程第十二、就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律案

第一条中「児童」を「児童及び生徒」に改める。

第二条中「小学校」を「義務教育諸学校」に、「左の」を「次の」に

に改める。

第三条中「学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)」に定める小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校

(以下「小学校等」と総称する。)を

「義務教育諸学校」に、「児童」を「児童又は生徒」に改め、同条に次の二項を加える。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。

第四条(見出しを含む)中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改め。

第六条第一項中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改め、同条第二項中「要する経費」の下に「(以下「学校給食費」という。)」を加え、の保護者(学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者をいふ。)を

「児童又は生徒の学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者」に改める。

第十条中「食糧管理法第四条ノ三第二項」を「同法第四条ノ三第二項」に改める。

第十二条中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

2 国は、公立の小学校の設置者が、学校給食を受ける児童の学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者で次の各号の一に該当するものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

昭和二十一年三月六日  
衆議院議長 河井彌八殿

第一条中「児童」を「児童及び生徒」に改める。

第二条中「小学校」を「義務教育

諸学校」に、「左の」を「次の」に

に改める。

第三条中「学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)」に定める小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校

(以下「小学校等」と総称する。)を

「義務教育諸学校」に、「児童」を「児童又は生徒」に改め、同条に次の二項を加える。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。

第四条(見出しを含む)中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改め。

第六条第一項中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改め、同条第二項中「要する経費」の下に「(以下「学校給食費」という。)」を加え、の保護者(学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者をいふ。)を

「児童又は生徒の学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者」に改める。

第十条中「食糧管理法第四条ノ三第二項」を「同法第四条ノ三第二項」に改める。

第十二条中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改める。

〔目的〕

第一条 この法律は、經濟的理由に定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

第八条中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改める。

第九条中「左の」を「次の」に改める。

第十条中「食糧管理法第四条ノ三第二項」を「同法第四条ノ三第二項」に改める。

第十二条中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改める。

〔目的〕

第一条 この法律は、經濟的理由に定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

第八条中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改める。

第九条中「左の」を「次の」に改める。

第十条中「食糧管理法第四条ノ三第二項」を「同法第四条ノ三第二項」に改める。

第十二条中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十一年三月六日  
衆議院議長 益谷 秀次

第一条中「児童」を「児童及び生徒」に改める。

第二条中「小学校」を「義務教育

諸学校」に、「左の」を「次の」に

に改める。

第三条中「学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)」第十二条に規定する

学齢児童の同法第二十二条第一項に規定する保護者で次の各号の一に該当するものに対して、同法

第二十一条第一項の教科用図書又

はその購入費を給与する場合に  
は、予算の範囲内において、これ  
に要する経費を補助する。

一 生活保護法（昭和二十五年法  
律第百四十四号）第六条第二項  
に規定する要保護者（その学齢  
児童について、同法第十三条の  
規定による教育扶助が行われて  
る者を除く。）

二 生活保護法第六条第二項に規  
定する要保護者に準ずる程度に  
困窮している者で政令で定める  
もの

第三条 前条の規定により国が補助  
を行う場合の補助の基準について  
は、政令で定める。

#### 附 則

1 この法律は、昭和三十一年四月  
一日から施行し、昭和三十一年度  
において使用される教科用図書か  
ら適用する。

2 新たに入学する児童に対する教  
科用図書の給付に関する法律（昭  
和二十七年法律第三十二号）は、  
廃止する。

3 準助金等の臨時特例等に関する  
法律（昭和二十九年法律第百二十  
九号）の一部を次のように改正す  
る。

第六条を次のように改める。

第六条 削除  
附則第三項を削り、附則第四項

から附則第六項までを順次一項ず  
つ繰り上げる。

附則第七項中「第五項」を「第四  
項」に改め、同項を附則第六項と  
し、以下順次一項ずつ繰り上げ  
る。

「審査報告書は都合により追録に  
掲載」

義務教育費国庫負担法の一部を改  
正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付  
する。

昭和三十一年三月六日  
衆議院議長 益谷 秀次  
参議院議長 河井彌八殿

正

義務教育費国庫負担法の一部を改  
正する法律案

三 恩給法の一部を改正する法律  
(昭和二十六年法律第八十七号)  
附則第十項の規定により同法に  
よる改正前の恩給法（大正十二  
年法律第四十八号）第十六条第  
三号の規定の例によるものとさ  
れる恩給で義務教育諸学校の職  
員に係るものに要する経費

1 この法律は、昭和三十一年四月  
一日から施行する。ただし、この  
法律による改正後の義務教育費國  
庫負担法第二条第三号に掲げる經  
費については、昭和三十一年七月  
一日以後において、退職し、又は  
在職中死亡した者に係る恩給から  
適用する。

2 恩給法の一部を改正する法律の  
一部を次のように改める。

（教職員給与費等の国庫負担）  
七年法律第三百三号の一部を次の  
ように改訂する。

第二条 国は、毎年度、各都道府県

ごとに、公立の小学校及び中学校  
及び中学校（以下「義務教育諸學  
校」という）に要する経費のうち、  
次の各号に掲げるものについて、

その実支額の二分の一を負担す  
る。ただし、特別の事情があると  
するにいたしておるのであります  
昭和三十一年度予算において、わざか

きは、各都道府県との国庫負担  
額の最高限度を政令で定めること  
ができる。

一 市（特別区を含む。）町村立の  
義務教育諸学校に係る市町村立  
学校職員給与負担法（昭和二十  
三年法律第百三十五号）第一条  
に掲げる職員の給料その他の給  
与に要する経費（以下「教職員給  
与費」という。）

二 都道府県立の盲学校及び聾字  
校に係る教職員給与費

三 恩給法の一部を改正する法律  
(昭和二十六年法律第八十七号)  
附則第十項の規定により同法に  
よる改正前の恩給法（大正十二  
年法律第四十八号）第十六条第  
三号の規定の例によるものとさ  
れる恩給で義務教育諸学校の職  
員に係るものに要する経費

1 この法律は、昭和三十一年四月  
一日から施行する。ただし、この  
法律による改正後の義務教育費國  
庫負担法第二条第三号に掲げる經  
費については、昭和三十一年七月  
一日以後において、退職し、又は  
在職中死亡した者に係る恩給から  
適用する。

2 恩給法の一部を改正する法律の  
一部を次のように改める。

（教職員給与費等の国庫負担）  
七年法律第三百三号の一部を次の  
ように改訂する。

第二条 国は、毎年度、各都道府県

ごとに、公立の小学校及び中学校  
及び中学校（以下「義務教育諸學  
校」という）に要する経費のうち、  
次の各号に掲げるものについて、

その実支額の二分の一を負担す  
る。ただし、特別の事情があると  
するにいたしておるのであります  
昭和三十一年度予算において、わざか

○有馬英二君 大だいま議題となりま  
した学校給食法の一部を改正する法律  
案はか二件につきまして、文教委員会  
における審議の経過並びに結果を御報  
告申し上げます。

まず、学校給食法の一部を改正する  
法律案について御説明申し上げます。  
現在、学校給食法に基き、小学校  
等において実施されておる学校給食  
は、着々普及し、その成果を十分に上  
げつありますが、これが中学校にも  
拡大せられ、広く義務教育諸学校にお  
いて給食が実施されることを望む声  
は、今日強い世論となっておりますの  
で、今後は中学校にも本法を適用する  
というものが本改正案の第一の主要点で  
あります。

改正の第二点は、準要保護児童の学  
校給食費の一部を国において補助する  
ことになります。申すまでもなく、学  
校給食は教育の一環として実施されて  
いるのであります。従つて全児童の参  
加のもとに行われるべきものであるの  
に、貧困家庭の児童の中には、その給  
食費を学校に持参できない者が多く、  
これが教育上大きな支障となつてゐる  
のであります。そのため国は、この  
ような児童の給食費について、地方公  
共団体が必要な経費を補助する場合、  
予算の範囲内においてその一部を補助  
することにいたしておるのであります  
が、これがために要する経費は、

委員会におきましては、本案につき  
まして慎重に審議を行い、非常に熱心  
な質疑が展開されたのでありますが、  
これはすべて会議録をごらん願いたい  
と存じます。

討論におきましては、湯山委員によ  
り、「学校給食関係予算を将来増額すべ  
きこと、夜間の定時制高等学校の生徒  
に対しても、給食を実施できるよう措  
置すること」との希望を付した賛成意見  
が述べられ、また、有馬委員よりは、  
「学校給食の重要性にかんがみ、今回  
の法改正による拡大措置に賛成であ  
る」旨の発言がありました。

次いで採決に入りましたところ、本  
案は、全会一致をもって可決すべきも  
との決定いたしました。

なお、審議の過程で述べられました  
各委員の要望に従つて、委員長より次  
のようない決議を付することの提案があ  
り、これも全会一致をもつて可決いた  
しました。これに対し政府からは、「付  
帯決議の趣旨を尊重し、善処する」旨  
の発言がございました。付帯決議を朗  
読いたします。

学校給食法の一部を改正する法  
律案に対する付帯決議

従来、学校給食の実施上、大きな  
障害となつていた準要保護児童の給  
食費の問題は、今般の法改正の措置  
により、解決の端緒を得ることとな

るが、これがために要する経費は、  
昭和三十一年度予算において、わざか

昭和三十一年三月三十日 参議院会議録第二十八号

学校給食法の一部を改正する法律案外二件  
たよりまして、本業は就  
なあ、飯島委員

三九四

このふうな予算では、給食費を払  
い得ない家庭の児童の一部を救済で  
きるのみであって、まことに遺憾と  
いうべきである。

。一、教育費は、昭和三十二年限りで、減降において、給食費を払い得ない家庭の小学生児童はもちろん、中学校生徒のすべてを救済し得るよう、法律的予算的措置を講ずるよう特段の努力をなすべきである。

次に、就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律案について申し上げます。

いて申し上げますと、経済的事情によつて就学困難と認められる学齡児童の保護者に對して、市町村が必要な援助を与えなければならないことは、学校教育法に規定しているところであります。が、現在小学校における実際の就学状況は、学校には在籍していくがら、保護者の経済的困窮により、就学上必要な教科用図書が購入できないために、学校を欠席するとか、P.T.A.等の私的援助を受けながら通学している児童も少くなく、特に教科用図書は、特定の時期にまとまつた額の費用を必要とする關係から、困窮家庭においては相当な負担となつてゐる事實を上げております。

以上の理由によりまして、本案は就学困難な児童のための教科用図書の給与を行う地方公共団体に対して、国が必要な援助を与えることとし、もつて小学校における義務教育の円滑なる実施に資することを目的として、市町村が教科用図書またはその購入費を就学困難な児童に与えた場合は、予算の範囲内でこれに要する経費を国が市町村に補助すること、その補助の基準については政令で定めること等の必要な規定をいたしております。

なお、飯島委員長から、本案審議に際しての各委員の意見を総合して、本案に対し、次の付帯決議を付することの動議が提出されましたところ、これまた全会一致をもつて可決いたしました。これに対し政府からは、「付帯決議の趣意を十分尊重し、善処する」旨の発言がなされました。

付帯決議を朗読いたします。

就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律案に対する付帯決議

な措置を講するよう努力すべきである。  
以上でござります。  
次に、義務教育費国庫負担法の一部  
を改正する法律案につき申し上げま  
す。  
政府の本案提出の理由によりまする  
と、現在公立の義務教育諸学校の教職  
員の大部分は、退職または死亡の場  
合、国の恩給法の準用に基き、都道府  
県知事の裁定により恩給の支給を受け  
ておりますし、これに要する経費は都

委員会におきましては、市町村立の高等学校の教職員についても、恩給年限の通算がなされるよう措置する必要があること、地方財政の現状にかんがみ、恩給受給者に不安を抱かせないよう、十分な財政計画を樹立すること等に関する、各委員からこもごも質疑が行われ、政府からは、「十分研究の上趣旨を達成するよう努力し、善処する」旨の答弁がありましたが、その詳細については会議録をごらんいただぐことにいたします。

以上、御報告申し上げます。（拍手）  
言葉もなく、統して採決の結果、本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

貴成の諸君の起立を求めます。なければ、これより三案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時三分散会

○今日の会議に付した案件

在外貿易引揚促進に関する決議

案

る緊急質問

## 一、日程第一　日本国とカンボディ

本居宣長全集

## 一、日程第二 検疫法の一部を改正

支那の法律案

## 費及び手当等に関する法律の一部

改正する法律案

— 田 程 第 四 國 立 國 會 图 書 館 法 の

支那圖書館及びその職員に関する

## 法律の一部を改正する法律案

## 一、日程第五 銅料需給安定法の一

卷之三十一

別措置法案

## 一、日程第七 離島振興法の一部を

卷一百一十一

## 一、日程第九 補助金等の臨時特例

等に関する法律の一部を改正する

## 一、日程第十 関税定率法の一部を

改正する法律の一部を改正する法

第一回 田舎第十一 学校給食法の一部

## を改正する法律案

議員	副議長 重宗 雄三君
上林 忠次君	梶原 茂嘉君
柏木 庫治君	井野 碩哉君
山川 良一君	赤木 正雄君
森田 義衛君	森 八三一君
村上 義二君	溝口 三郎君
三浦 辰雄君	前田 久吉君
廣瀬 久忠君	野田 俊作君
中山 福藏君	常岡 一郎君
土田国太郎君	田村 文吉君
竹下 豊次君	高橋 道男君
高瀬莊太郎君	島村 軍次君
佐藤 尚武君	小林 武治君
後藤 文夫君	北 賢太郎君
白波瀬吉君	松原 一彦君
西岡 ハル君	井上 清一君
伊能 芳雄君	小澤久太郎君
仁田 竹一君	有馬 英二君
青柳 秀夫君	佐藤清一郎君
吉田 萬次君	井上 清一君
菊田 七平君	中川 幸平君
田中 啓一君	綿原 亨君
大矢半次郎君	西川甚五郎君

宮田	重文君	三浦	義男君
左藤	義詮君	石原幹市郎君	
寺尾	豊君	中山	壽彥君
鶴見	祐輔君	青木	一男君
西田	隆男君	野村吉三郎君	
泉山	三六君	津島	壽一君
苦米地	義三君	大野木秀次郎君	
斎藤	昇君	佐野	廣君
小幡	治和君	宮澤	喜一君
大谷	賛雄君	石井	桂君
雨森	常夫君	西川	弥平治君
白井	勇君	横山	フク君
高橋	衛君	松平	勇雄君
深川	タマエ君	長島	銀藏君
最上	英子君	寺本	廣作君
小瀧	彬君	山本	米治君
劍木	亨弘君	加藤	武徳君
高野	一夫君	横川	信夫君
松岡	平市君	野本	品吉君
平井	太郎君	川村	松助君
堀	末治君	西郷	吉之助君
遠藤	柳作君	笠森	順造君
黒川	武雄君	一松	定吉君
木村鷲	太郎君	高田	なほ子君
山本	經勝君	三木	與吉郎君
河合	義一君	安部	キミ子君
田中	一君	海野	三朗君
岡	三郎君	岡崎	眞二君
重政	庸徳君	東	隆君
荒木正	三郎君	三	橋八次郎君
安井	謙君	入交	太藏君
小柳	牧衛君	平林	剛君

井上	知治君	草葉	隆圓君	竹中	勝男君	内村	清次君
栗山	良夫君	市川	房枝君	赤松	常子君	深水	六郎君
若木	勝藏君	長谷部	ひる君	岩沢	忠恭君	山下	義信君
千田	正君	江田	三郎君	龟田	得治君	矢嶋	
小林	亦治君	小松	正雄君	重盛	壽治君	与一君	
加瀬	完君	大和	勇君	千葉	精一君	大和	
大倉	信君	永岡	光治君	阿具根	登君	湯山	
松浦	清一君	天田	勝正君	森下	政一君	田畑	
三木	治朗君	羽生	三七君	三木	治朗君	金光君	
國務大臣		戸叶	武君	高崎達之助君			
政府委員							
外務大臣官房長	島津 久大君	鳩山	一郎君	外務大臣	重光		
大蔵政務次官	山手 滿男君			農林大臣	葵君		
文部政務次官	竹尾 式君			國務大臣	河野 一郎君		
厚生政務次官	山下 春江君						
農林大臣官房長	大石 武一君						
農林大臣官房長	谷垣 専一君						

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告書とする。

昭和三十一年三月十六日

農林水産委員長代理理事 三浦辰雄

参議院議長河井彌八殿

多數意見者署名

重政庸徳	青山正一
横川信夫	白井勇
佐藤清一郎	藤野繁雄
溝口三郎	東隆
河合義一	千田正
戸叶武	池田宇右衛門

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、家畜防疫の現況にかんがみ、且つ又、乳牛の飼養密度の増大等に伴つて、現行法に対して（一）家畜を移動する際ににおける健康證明書の携行に関する規定を緩和して、證明書の携行を必要とするものは牛のブルセラ病及び核病、馬の伝染性貧血並びに豚の豚コレラに関するもののみとする（二）牛のブルセラ病についても、乳牛及び種雄牛の所有者は、都道府県知事が毎年一回以上行う検査を受けなければならないこととする（三）ブルセラ病の患畜の殺処分手当金を現行の家畜の評価額の三分の一から五分の四に引き上げる（四）家畜防疫の実施状況及びその結果に關して都道府県知事は報告及び通報しなければならないこととする等の改正を加えようとするものであつて家畜防疫

のため必要妥当な措置と認められる。

二、費用

家畜伝染病予防費補助として、昭和三十一年度予算に三億七千八百三十四万九千円が計上されており、その中本法によるブルセラ病の防疫強化に伴う経費として四百七十九万四千円が含まれている。

審査報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月十六日

商工委員長

代理理事

信三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

白川 一雄 加藤 正人

吉田 萬次 伊能 芳雄

西川 弥平治

多数意見者署名

白川 一雄 加藤 正人

吉田 萬次 伊能 芳雄

西川 弥平治

多数意見者署名

白川 一雄 加藤 正人

吉田 萬次 伊能 芳雄

西川 弥平治

要領書

一、委員会の決定の理由

最近における中小企業金融の実情にかんがみ、(一)信用保証協会を相手方とする小口保証保険において、小企業者一人に対する保証限度を現行の十万円から二十万円(中小企業等協同組合の場合は現行の三十万円から五十万円)に引き上げ、(二)信用保証協会を相手方とする保証保険の一種とし

て、小企業者の場合は二十万円(中小企業等協同組合の場合)は五十万円)以下の債務について、信用保証協会が行う保証につき、予め契約した金額の限度まで自動的に保険関係が成立する包括保証保険制度を創設することは、中小企業者特に小企業者に対する信用補完を強化し、小口金融の円滑化に資するため妥当な措置と認める。

二、費用  
別に費用を要しない。

審査報告書

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月十六日

商工委員長

古池 信三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

白川 一雄 加藤 正人

吉田 萬次 伊能 芳雄

西川 弥平治

多数意見者署名

白川 一雄 加藤 正人

吉田 萬次 伊能 芳雄

西川 弥平治

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和三十一年度において、中小企業金融公庫が政府から借り入れる資金のうち、十億円を、商工組合中央金庫に對して貸付けることができるよう改正する措置は、商工組合中央金庫に低利な政府資金

を供給することとなり、延いてはその貸出金利の引下げに資し、中小企業金融の円滑化を図るために妥当なものと認める。

二、費用

昭和三十一年度政府関係機関予算において、中小企業金融公庫は、資金運用部よりの借入金百四十五億円を予定しているが、このうち本改正により十億円を商工組合中央金庫に貸付けることになる。

貢段行誤  
一三ヤジが  
ヤジで

参議院会議録第二十六号正誤